

減らない欠員臨任教員（市立小、中、高、特別支援学校の範囲）	定数法を遵守すれば、正規教員として採用されなければならないのに臨時的任用職員（臨任）として採用されている教員が579人、さらに由々しい問題として非常勤教員2人。産休、育休等で職場を離れる正規教員の代替臨任との合計では1301人になる（以上、2013年5月1日現在）。臨時教員は、市立全学校の正規教員16195人、臨任・非常勤教員1940人、以上の合計18135人の7%にあたる	実施中
中学校給食実施せず	市民から2013年夏に45000筆を超える署名が提出されたが、「育ち盛りの中学生が、栄養バランスのとれた昼食を摂れる環境づくりが必要。2013年度中に弁当販売を順次実施するとともに、引き続き中学校の昼食のあり方を検討する」（林市長の2013市長選公約）という姿勢。	中学校での業者弁当販売、自販機設置
市内学校教職員の際限のない時間外勤務を認めながらも、抜本的な改善策をとらない	市教委は「（市立学校教職員は）時間外勤務を行っている場合がある」（市教委による文書正式回答：2012年12月26日）と認める一方で、厚生労働省2001年通知、および同趣旨の文科省2006年通達「労働基準法上、使用者には、（労働者個々の）労働時間の管理を適正に把握する責務がある」を遵守せず、教職員の時間外勤務の自主申告（時間外勤務の記録記入）に専ら頼っている。ところが、 <u>教員は</u> どれほど時間外勤務を行っても、労基法37条《時間外勤務に対する割増賃金の規定：下記》は適用されず、その代替措置として給特法を根拠とする教職調整額（全国一律に本俸の4%のみ）が、支給されているに過ぎない。また <u>学校事務職員</u> には教職調整額は支給されず、月約15時間分を上限とする時間外勤務手当が支給されているが、これも事務職員の時間外勤務を正當に反映している手当とは言えない。	市教委は、2014年1月、市内全教職員にアンケート「教職員の業務に関する実態と意識の調査」を取った。結果は今後公表予定。

※労働基準法第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

⑤横浜市教育振興基本計画に基づく2014年度（平成26年度）の主要事業（別項参照）

⑥市教委施策をどう見るのか

1. 安倍教育「改革」を先取り、推進してきた。

- ・愛国心や規範意識を教え込み、管理統制を強めて国民統合をはかっていくこと・・・自由社、育鵬社社会科教科書採択を中心に
- ・国際競争力強化に貢献できる『グローバルな人材』づくりで、激しい格差と競争によって少数のエリートを育成していくこと（教育全体にかかるお金を減らし、少ないお金を、大企業の利益を生み出す、グローバルな人材、競争力のある人に集中的に使う）・・・中高一貫校の設置などを中心に

2. 次々に「新しい」施策を降ろしてきたために、学校現場がそれに振り回され、本来の教育活動である授業、行事、児童生徒指導、成績処理・「あゆみ」作成、部活動・クラブ活動等に十分な時間かけることができなかつたり、長時間の時間外勤務を強いられ、教職員の疲弊は進行している（別項の勤務記録参照）。「新しい」施策に対しては、教職員のなかには「一応実施するが、無難にやり過ごせばよい」などの気持ちも生まれ、さらに「破綻」したり、市教委自ら、当初の計画よりもトーンダウンさせているものもある。

③ 学校現場の実態はどうなっているのか

①市教委の児童生徒の2011年度（平成23年度）問題行動等

OPEN YOKOHAMA 横浜市記者発表資料 平成24年9月11日 教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

②教職員の病気休職者、在職者中の精神疾患患者数の推移（市教委 2011年度）

年 度	2005	2006	2007
休職者数	146	181	225
うち精神疾患患者数	91	112	141
休職者に対する割合(%)	62.3	61.9	62.7
在職者に対する割合(%)	0.65	0.79	0.98

年 度	2008	2009
休職者数	210	202
うち精神疾患患者数	146	138
休職者に対する割合(%)	69.5	68.3
在職者に対する割合(%)	1.00	0.94

平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の種別に関する調査 「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況調査結果

※ 昭和57年から文部科学省が開始した児童生徒の問題行動等について全国の状況を把握する調査

★ 中学校での
暴力行為の発生件数が3年連続減少[対20年度711件減(▲25.2%)]
(20年度2,826件→21年度2,755件→22年度2,174件→23年度2,115件)

器物損壊は過去10年間で最少、対教師暴力は過去7年間で最少

★ 小学校での
いじめの認知件数は増加[対前年度125件増(10.4%)]
(22年度1,199件→23年度1,324件)

★ 小中学校での
不登校が125人減少
中学校では3年連続減少[対20年度197人減(出現率▲0.46%)]
(20年度2,847人[出現率3.80%]→23年度2,650人[出現率3.34%])